

大東市監告示第2号

定期監査等結果に対する措置の状況について

平成28年度第2回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成29年7月20日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 石垣直紀

【担当 監査委員事務局】

平成28年度第2回 定期監査等の結果に対する措置の状況

◆上下水道局（総務課、水道施設課）

【総務課】

監査委員 指摘事項

（1）団体の繰越金について

上下水道局においては大阪府東部の9市で構成する東水協に対して39,000円、大阪府下水道協会に対して38,200円、大阪府下水道事業促進協議会に対して20,000円、また大阪府合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に対して10,000円の負担金をそれぞれ支出している。

平成27年度の各団体の決算書を確認したところ、繰越金が団体の会費収入額の約2年分から最大で約6年分に相当する額となっており、多額の余裕財源が団体に内部留保されたままとなっている。

当職は平成24年度の定期監査でも、当時の水道局ならびに下水道課に対して、各団体に繰越金対策の申し入れを行っていただくよう指摘したところであるが、繰越金の状況に大きな変化や改善がみられない。このままの状態で各団体に新たな負担金の支出を続けることは公金支出の妥当性に疑義が生じるものである。

今一度、各団体に対して負担金徴収の暫定的な停止や減額等といった効果的な対策を実施するよう、申し入れを行いたい。

総務課 措置状況

4団体のうち、会員として一定の役割が果たせた1団体につきましては、平成28年度末で退会いたしました。

また、1団体につきましては、会議におきまして問題提起をさせていただき、2団体につきましては、事務局に運営について確認したところ、負担金の減額が継続されることなどで繰越金が減少し、事業の見直しが必要な団体や他収入の状況から繰越金の注視が必要な団体があります。

そのため、今後も繰越金の状況を注視してまいります。

【水道施設課】

監査委員 指摘事項

(2) 弁栓枠修繕委託工事について

水道施設課では施工業者による弁栓枠の修繕工事が完了した場合には、弁栓枠修繕委託工事施工報告書（以下「報告書」という。）を作成している。

報告書を確認したところ、実際には同一日に行われた消火栓枠1箇所と仕切弁枠2箇所の計3件の取替修繕工事について、施工日が異なる3件の工事があったものとして報告書を作成している事例があった。

事情を確認したところ、課内の一部に事務処理の方法について誤った理解があり、不適切な処理を行ってしまったとのことであった。

本件委託業務についての正当な処理の方法を課内で徹底し、適正な事務の執行を確保されたい。

水道施設課 措置状況

今後は、事務処理方法に誤りがおこらないよう、事務研修を行いました。また、チェック体制についても万全の注意を図ってまいります。

【水道施設課】

監査委員 指摘事項

(3) 配管工派遣委託工事について

水道施設課では異なる日に行われた2件の漏水修繕工事について、同一日に施工されたとする配管工派遣委託工事施工報告書（以下「報告書」という。）が作成されていた。

事情を確認したところ、現行の業務委託契約上は1日単位で委託料を算出する方式が取られていることから、半日分の修繕工事を行った場合には、他の半日分の修繕工事が新たに発生した段階で、1日分の修繕工事として処理を行っていたとのことであった。

現行の委託料の算出方法が実態に合わないのであれば、契約の内容を見直す等、適正な事務の執行を確保されたい。

水道施設課 措置状況

現行の委託料の算出方法を、実態に即した契約の内容に変更すべく課内で検討し、1日に満たないものがある場合は、作業時間に応じて時間単位で委託料の支払いができるよう、平成29年度配管工派遣業務委託契約の見直しと支払いシステムの変更を行いました。